明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○航空法施行規則の一部を改正する省令（国土交通八一）　一
〔告　示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働三三七）　五
〔官庁報告〕
国家試験
令和四年度秋期情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
令和三事業年度独立行政法人国民生活センターの財務諸表、令和四年度浄化槽管理士試験合格者、企業年金基金清算結了、日本弁護士連合会懲戒処分関係　七
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省令

○国土交通省令第八十一号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十一条第一項、第二項（同法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）及び第三項、第五十一条の二第一項並びに第百三十七条第一項の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月二十二日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫